

第1章

新相続税・贈与税はこうなった

❖ ついに相続税が大増税に!!

ついに…ついに相続税が改正され、大増税されることとなった。

基礎控除は四割減、最高税率はなんと五五%にもなる。

これまで、ウチは基礎控除の範囲内だから相続税なんか関係ないと思っていた人でも、これからはかなりの人が対象者に取り込まれることとなるし、相続税がかかると思っていた人でも、その負担はウンと重いものになる。

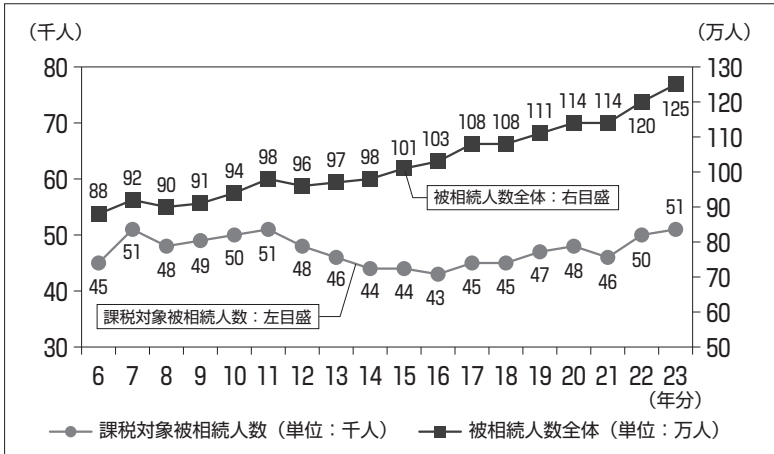
ウカウカしていたら、財産は確実に減ってしまう。そんな時代になったのである。これからは、シッカリ生前対策（生前遺産分割）をしていかなければならない。

❖ あなたにも相続税が!?

この相続税の大改正。モトをただせば、平成二二年度の税制改正大綱で「バブル崩壊後、地価が下落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等が行われてこなかったことから、相続税の負担が一〇〇人に四人しか負担しない構造になっており、課税公平の観点から問題であるので、課税ベース、税率構造の見直しを平成二二年度の税制改正で目指す」とされたのが始まりで、その後、平成二二年度の税制改正で今回の原型となる改正案が出されたものの、いわゆる「ねじれ国会」で改正にならず、再度審議することとなったものが、政権が代わって、今回の改正に至ったというもの。

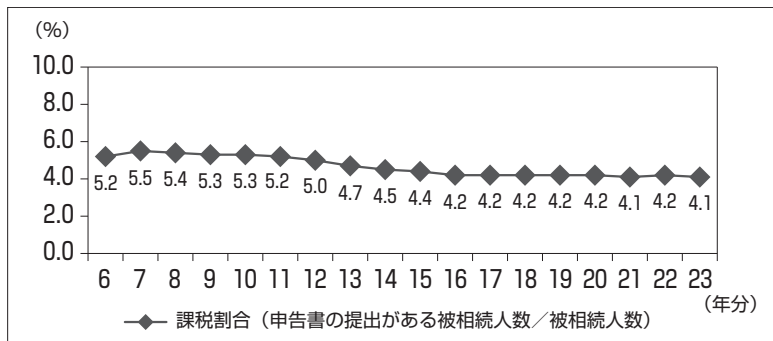
なんでも、課税割合を「一〇〇人に四人」から「一〇〇人に六人」にすることを目標にしているとのこと。国税庁が公表しているデータを見ると、被相続人の数がざっと一二五万人であることから、課税割合が二%増えるとなると、約二万五〇〇〇人ものが今回の改正で新たに対象者になることとなる。あなたもその一人になる…のでは!?

【被相続人数の推移】

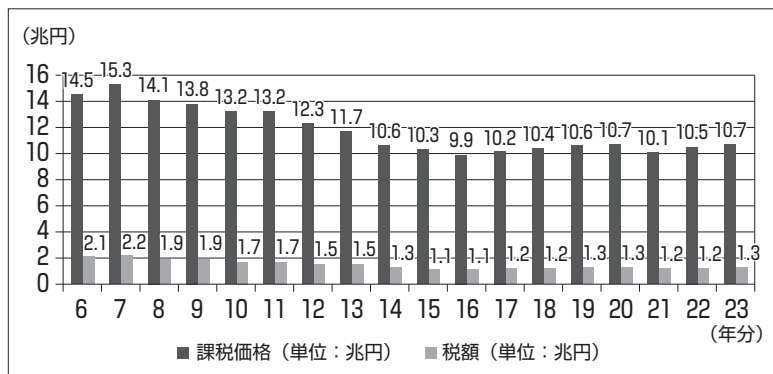


(出典：国税庁HP)

【課税割合の推移】



【相続税の課税価格及び税額の推移】



❖ 新相続税はこうなった

今回の相続税の改正は、相続に厳しく、贈与に甘い規定になっている。これは、改正が、高齢者の保有する資産を早期に移転させ消費を拡大させる、ないしは経済を活性化させるという政策的な目的で行われたものであるからであって、この流れは一〇年前に相続時精算課税制度が創設されたときと同じである。

つまり税制は、かなり前から生前贈与を積極的に後押ししているのである。相続をうまく乗り切るには、この流れに上手に乗らなければならない。

❖ 新相続税はキビシイ

新相続税の主な改正点を概観しておこう。

まずは、相続税の基礎控除と税率構造だ。最近の改正の推移は、次のようになっていく。基礎控除は、バブル前の水準まで引き下げられ、最高税率は引き上げられることとなった。

【最近の基礎控除の推移】

区 分	基礎控除等
～S62/12	2,000万円+ 400万円×法定相続人数
S63/1～H3/12	4,000万円+ 800万円×法定相続人数
H4/1～H5/12	4,800万円+ 950万円×法定相続人数
H6/1～H26/12	5,000万円+1,000万円×法定相続人数
H27/1～	3,000万円+ 600万円×法定相続人数

【改正前後の税率構造】

現 行		改 正 後 (平成27年1月1日以後)	
各相続人の法定相続分相当額	税率	各相続人の法定相続分相当額	税率
1,000万円以下の金額	10%	1,000万円以下の金額	10%
3,000万円以下の金額	15%	3,000万円以下の金額	15%
5,000万円以下の金額	20%	5,000万円以下の金額	20%
1億円以下の金額	30%	1億円以下の金額	30%
3億円以下の金額	40%	2億円以下の金額	40%
		3億円以下の金額	45%
3億円超の金額	50%	6億円以下の金額	50%
		6億円超の金額	55%